２０１８年８月５日〔No.40〕
筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会（学研労協）http://www.gkn-rkyo.sakura.ne.jp/

学研労協 NEWS ニュース

第 36 回国立研究試験研究機関全国交流集会が開催されました

国立研究機関の現在と未来
～日本の科学技術の衰退を止められるか～

6月29日、学研労協と国公労連が主催する国立試験研究機関全国交流集会が、研究交流センターで開催されました。午前中に、2つの記念講演、「国立研究機関の役割と研究者の社会的責任～東京電力福島第一原発事故の教訓などから～」（青山道夫福島大特任教授）、「国際比較で考える日本の科学技術の課題―衰退を止められるか」（榎木英介近畿大学医学部講師／サイエンス・サポート・アソシエーション代表）が行われ、その後、個人アンケート結果および「日本の科学技術と国立試験研究機関の発展に向けた提言（案）についての説明がありました。

一つ目の記念講演では、まず、青山氏がかつて在籍した気象研での研究にふれて、福島第一原発事故後の日本政府や東京電力の対応の問題点を指摘し、さらにそれを踏まえて、科学者の社会的責任や、行政機関に対して専門家が適切に助言する制度の必要性について述べました。また、国の研究機関に求められているのは、行政の要求に応え目前の課題を解決することばかりではなく、「政治」や「金儲け」から独立して科学の秩序ある発展を指向し自立的・自律的に研究することだと語りました。

学研労協議長の挨拶

二つ目の講演で榎木氏は、公表されたばかりの平成30年度版科学技術白書の内容をもとに、日本の科学技術分野における地位の低下の現状、具体的には発表論文数やシェアの減少ないし伸び悩み、大学院博士課程進学者数の減少、海外に出たポスドクが戻りにくいこと等を紹介し、その要因として、基盤的経費の減少、重点化いわゆる「選択と集中」による論文生産性の低下、研究時間の減少等があることを指摘しました。こうした現状に対して、予算を配分する財務省が研究現場における生産性の低さを槍玉に挙げていると述べました。これらの課題を解決するために榎木氏は、過度な「選択を集中」をやめて、「分散」に方針を転換し、研究の裾野を広げること、研究支援者の活用によって研究時間を確保すること、不安定雇用の改善が必要であることを強調しました。特に、Jリーグがサッカーを普及するために進めている取り組みに触れて、科学文化を国民の間に普及することが研究の裾野を広げることに繋がると述べました。二つの講演の後、個人

アンケート結果の報告と「日本の科学技術と国立研究機関の発展に向けた提言」（案）の説明がありました。

午後のパネルディスカッションでは、理研労組、東京大職組および産総研労組から職場の現状や改正労契法に伴う雇い止め問題に対する取り組みが報告されました。また、高エネ研労組の栗原氏がヨーロッパ滞在時の経験に基づいて、ヨーロッパの研究機関の現状について報告しました。その後フロアも含めて，主に提言（案）に関連して、意見交換を行いました。この提言は、国研集会後の国研集会実行委員会で内容を修正・確定しました。財務省に対する交付金増額要求交渉等に活用します。

パネルディスカッション

<<**>>**<<**>>**<<**>>**<<**>>**<<**>>**<<**>>**<<**>>**<<**>>**<<**>>**<<**>>*

「日本の科学技術と国立研究機関の発展に向けた提言」（抜粋）

1．はじめに

国立試験研究機関（以下、「国研」）は、科学技術の発達に繋がる基礎・基盤研究や現実的な問題の解決に繋がる応用研究等を通じて、国民が安心して暮らせる生活の質的向上と日本を豊かにする産業活動・科学技術の発展に大きく貢献してきました。

2．日本の未来のために基盤的研究資金の拡充と長期的視野に立った科学技術政策を

いま求められているのは、基盤的な研究資金を拡充し、少子高齢化が進行するなかにおいても、産業活動を支える国研の未来を担う若手や女性など多様な人材を採用・育成できる環境を整備すること、そして、国研で働く労働者のモチベーションを向上させ、科学技術の発展に貢献する研究を継続・継承していくことです。あわせて、国民生活の安心・安全を守る国研の役割を十分に果たすため、長期的視野に立った科学技術政策の策定とそれを実行するための組織運営が必要です。

3．独立行政法人制度の抜本改善を

（1）　自主的・自律的運営の確保

ア　組織・人事管理の画一的な統制の排除、イ　適切な目標設定と客観的評価の改善

（2）労使自治原則の確立を

独立行政法人職員は基本、国家公務員の身分ではなく、民間労働者であり、賃金等労働条件などは労使自治の原則で決定されます。労働組合法、労働基準法をはじめとする労働法制の徹底をはかるなど、労使自治の原則を確立する手立てを講じる必要があります。

<<**>>**<<**>>**<<**>>**<<**>>**<<**>>**<<**>>**<<**>>**<<**>>**<<**>>**<<**>>*